

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月17日

香川県警察本部長 永井達也

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公舎等管理規程（平成12年香川県警察本部告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理責任者）</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎、栗林待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p>	<p>（管理責任者）</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（牟礼待機宿舎、元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎及び栗林待機宿舎を除く。）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p>
<p>（損害の賠償等）</p> <p>第10条 使用者は、故意又は重大な過失によってその使用に係る公舎等を破損し、又は滅失したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>（損害の賠償）</p> <p>第10条 使用者は、故意又は重大な過失によってその使用に係る公舎等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。